

世羅町農業委員会委員募集要項

項 目	内 容
応募資格	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方です。</p> <p>但し、法令により、次のいずれかに該当する方は農業委員になることはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
募集人数	14人（※農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1人以上含む。）
任期	令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）
報酬	<p>（月額）基本額：37,200円</p> <p>（年額）実績給：最適化活動実績に応じて算定した額（予算の範囲内）</p>
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、農地転用の許可等の審議・決定、並びに関連する現地調査 ② 農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）の推進及び関連する現地調査、指導、監視業務等 ③ 地域計画ブラッシュアップ（見直し）に関する協議への出席及び情報提供等の協力 ④ 地域計画ブラッシュアップ（見直し）における目標地図に関する農地の出し手・受け手の意向調査 ⑤ 農業者からの相談対応及び農業者への助言・指導 ⑥ 農地利用最適化推進委員と連携した活動 ⑦ 違反転用等の是正・指導 ⑧ その他農業に関する調査及び情報提供等の実施、農業者年金加入推進活動並びに各種研修会等への参加
推薦及び公募方法	<p>自薦、又は他薦（農業者が組織する団体又は個人による推薦（3人以上）による。</p> <p>※規定の様式（町ホームページ、又は農業委員会事務局）に記入の上、持参または郵送により、農業委員会事務局に提出してください。</p>
応募受付期間	<p>令和8年4月2日（木）～令和8年4月27日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持参の場合は、4月27日（月）午後5時までに提出してください。 ・郵送の場合は、4月27日（月）午後5時までの到着分が有効です。 <p>※受付は、土・日・祝日は除きます。</p>
選任の方法	<p>農業委員候補者を選考し、世羅町議会の同意を得て、町長が任命します。</p> <p>ただし、法令により選考にあたっては次の条件に配慮します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が委員の過半数（8人以上）を占めるようにします。 ・農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）が必ず1人、含まれるようにします。 ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮します。
問い合わせ先	<p>〒722-1192 世羅町大字西上原123番地1</p> <p style="text-align: right;">世羅町農業委員会事務局 電話 0847-22-5301 FAX 0847-22-4566</p>